

伊達市チャレンジショップ支援事業補助金交付要綱

平成19年6月29日

告示第131号

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民の生活をより豊かにし、地域の活性化に貢献する事業者に対して、その事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号から第3号に定めるものをいう。
- (2) 中小小売商業者 中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)第2条第1項第2号の3及び第3号に定めるものをいう。
- (3) 中小企業団体 伊達市中小企業振興条例(昭和60年条例第21号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する中小企業団体をいう。
- (4) 中小企業者等 中小企業者、中小小売商業者及び中小企業団体をいう。
- (5) 個人 補助金の交付を受けようとする時点で事業を営んでいない個人をいう。
- (6) 出店エリア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項に規定する市街化区域(ただし都市計画法第8条第1項第1号に定める工業専用地域を除く。)
- (7) 店舗 小売業、飲食業、サービス業等を営む店舗又は事務所の用に供される施設をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、事業形態が季節的又は臨時的なものについては対象外とする。

- (1) 出店エリアにおいて新たに開始する事業であること。
- (2) 出店エリア外から出店エリア内に移転して営む事業であること。
- (3) 出店エリア内において現店舗を廃止せず新店舗で開始する事業であること。ただし、別図に定める中心市街地外から中心市街地へ移転する場合又は現業種と異なる業種の事業を開始する場合は現店舗を廃止しても対象とみなす。
- (4) その他市長が認める事業であること。

2 補助対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件を満たす個人又は中小企業者等とする。

- (1) 個人にあつては、出店時に市内に住所を有していること。
- (2) 市町村税等を滞納していないこと。
- (3) 伊達市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年条例第2号)第2条から第4条までに掲げる者に該当しないこと。
- (4) 別表に掲げるもの以外の事業を営むこと。
- (5) 過去に本補助金又は伊達市中心市街地チャレンジ事業補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 店舗の新築、改築及び改修に係る工事費(市内業者に発注したものに限る。ただし、専門的な技術を必要とする場合は、この限りでない。) 1事業につき1回限りとする。ただし、第6条に規定する補助対象事業の指定前に契約が締結された工事については対象外とする。
- (2) 店舗の賃借料(敷金、礼金及び共益費を除く。) 補助対象となる賃貸期間は、店

舗の開店の日の属する月の翌月から起算し1年以内とする。ただし、開店の日が月の初日のときは、開店した月から起算して1年以内とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

2 補助金の限度額は160万円とする。

(補助対象事業の指定等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、あらかじめ次の各号に掲げる書類を添えて補助対象事業指定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 店舗付近の見取図及び店舗平面図
- (2) 工事の見積書(新築、改築及び改修の場合に限る。)
- (3) 店舗の賃貸借契約書の写し(賃借の場合に限る。)
- (4) 市町村税等の滞納がないことの証明書
- (5) 工事着工前の店舗の写真
- (6) 定款(中小企業者等の場合)
- (7) 履歴書(個人の場合)
- (8) その他市長が必要と認めるもの

2 申請者は、補助対象事業指定申請書の内容について、事前に伊達商工会議所の経営指導員の審査を受けなければならない。

3 市長は、第1項に規定する申請があったときは、速やかに審査を行い、指定の可否を決定し、補助対象事業指定決定書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(指定申請の変更)

第7条 前条第3項の規定により補助対象事業の指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)は、その指定を受けた内容について変更があるときは、速やかに補助対象事業変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請により変更を認めたときは、補助対象事業変更承認書(様式第4号)により指定事業者に通知するものとする。

(補助金の交付申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする指定事業者(以下「補助金交付申請者」という。)は、店舗を開店した後に、次の各号に掲げる書類を添えて補助金交付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 工事完成前後の店舗の写真(新築、改築及び改修の場合に限る。)
- (2) 工事に係る経費の領収証の写し
- (3) 住民票(個人の場合)
- (4) 工事の見積書(指定申請時から内容に変更がある場合)
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、速やかに交付すべき補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書(様式第6号)により、補助金交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付決定後において、特別の事情が生じたときは、当該交付決定を変更し、又は取り消すことができる。

(補助金の交付)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助金交付申請者が補助金の交付を受けようとするときは、領収書の写し等経費の支出を確認できる書類を添えて補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- 2 第4条第2号に規定する店舗の賃借料に対する補助金の交付については、3か月分を1期分とすることを基本として、分割して交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、当該補助金を返還させるものとする。

(実施状況報告)

第12条 補助金の交付を受けた者は、事業の実施状況を、補助金交付事業実施状況報告書(様式第8号)により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間について市長に報告しなければならない。

(1) 法人及び中小企業団体 店舗の開店の日から1年を経過した日の属する事業年度から3年間にわたり、当該それぞれの事業年度

(2) 個人事業主 店舗の開店の日から1年を経過した日の属する年から3年間にわたり、当該それぞれの年

- 2 前項に規定する報告は、法人及び中小企業団体にあつては当該報告すべき事業の実施内容が属する事業年度の終了の日から起算して3か月以内に、個人事業主にあつては当該報告すべき事業の実施内容が属する年の翌年の4月30日までに行わなければならない。

- 3 第1項の規定により報告を行う者は、補助金交付事業実施状況報告書の内容について、事前に伊達商工会議所の経営指導員の経営指導を受けなければならない。

(適用除外)

第13条 この要綱は、条例の規定に基づく助成金の交付を受けた者については適用しない。ただし、条例第9条に規定する助成金については、この限りでない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日告示第65号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月19日告示第214号)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日告示第41号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日告示第42号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月26日告示第63号)

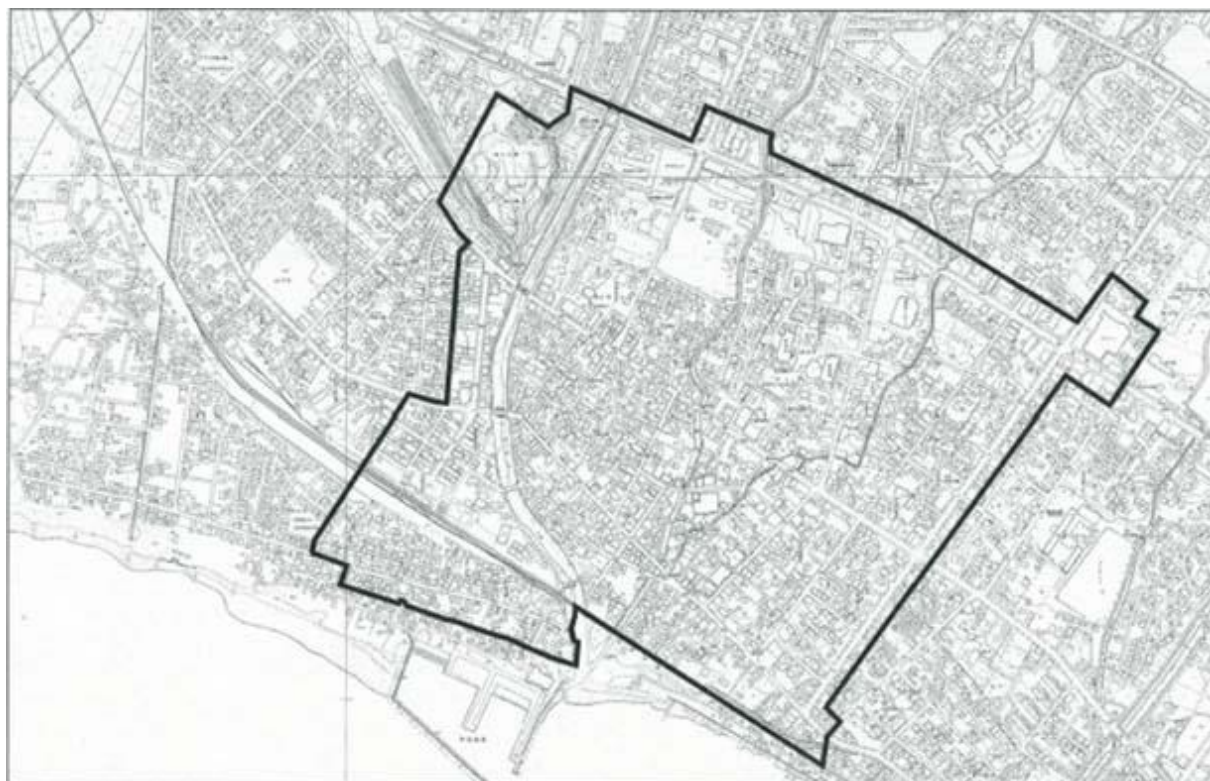
(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の伊達市チャレンジショップ支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の補助対象事業指定申請書の提出により指定の決定を受けた事業について適用し、同日前の補助対象事業指定申請書の提出により指定の決定を受けた事業については、なお従前の例による。

別図（第3条関係）



別表（第3条関係）

業種分類		具体的な業種又は施設
飲食業		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条に規定する風俗営業・特定遊興飲食店営業、食事の提供を主目的としないスナック、バー等
金融・保険業		ゴルフ会員権売買業、商品券売買業等 (保険媒介代理業、保険サービス業を除く。)
サービス業	興信所	もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行う興信所、探偵業等
	旅館業・浴場業・娯楽業等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条に規定する風俗営業・性風俗関連特殊営業・接客業務受託営業
	民営職業紹介所	芸妓周旋業
	農業サービス業	育苗センター、装蹄業等
	林業サービス業	狩猟業、植林請負業等
	宗教等その他	宗教団体、政治団体、公務(外国公務を除く。)等 集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。)、学校法人等